

五霞町こども計画（概要版）

令和7年度～11年度

◆計画の策定にあたって

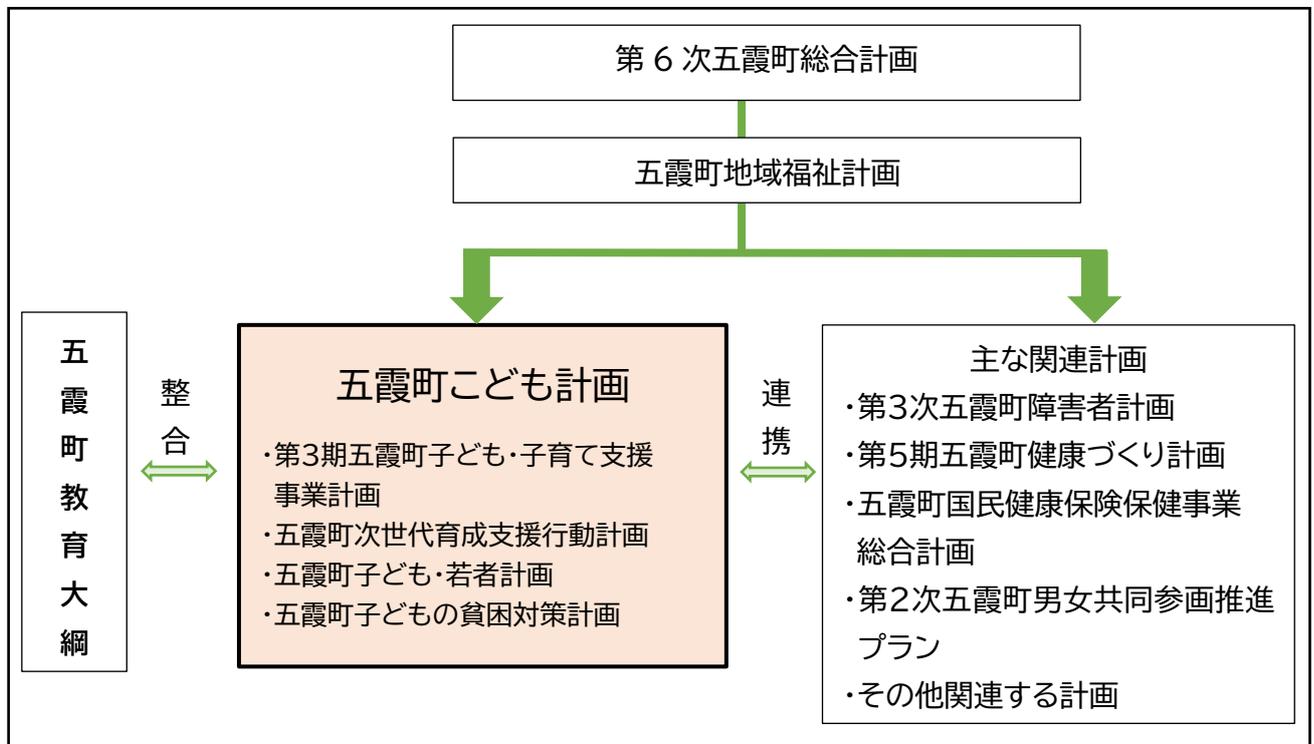
五霞町こども計画は、現行の「第2期五霞町子ども・子育て支援事業計画」が計画期間を終了することを受けて、これまでの町の取組を振り返るとともに、これからのこどもの健やかな成長を支援することも・子育て支援の取組だけではなく、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策における本町のあり方を定めるため、市町村こども計画として策定するものです。

◆計画の法的な位置づけ

現行計画である「第2期五霞町子ども・子育て支援事業計画」は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を含む計画として策定されました。本計画は、これに加え、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、「市町村子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に規定する「市町村計画」の内容をも含む計画として策定します。

◆本計画の位置づけ

本計画は、町の「五霞町総合計画」及び「五霞町地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、関連する他の計画との整合性を図りながら策定しています。



◆計画の期間

本計画の期間は、令和7年度～令和11年度の5年間とします。なお、時勢の変化等を鑑み、必要に応じて随時見直すものとします。

計画の基本理念

五霞町で育つすべての子どもたちが“夢”をもって成長していくことを願い、本計画では基本理念を「すべての子ども・若者が夢をもちのびのびと育つまち 五霞」を基本理念とします。

五霞町子ども計画基本理念

すべての子ども・若者が
夢をもちのびのびと育つまち 五霞

基本理念実現の数値目標

基本理念の実現に向け、以下のとおりライフステージに応じた数値目標を設定し、各種施策を推進していきます。

		現状値	目標	
出生から幼少期	本町が子育てしやすい環境と感じる保護者の割合	22.9%	➡ 40.0%	
	子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合	65.1%	➡ 70.0%	
学童期	本町が子育てしやすい環境と感じる保護者の割合	23.2%	➡ 40.0%	
	五霞町に住んでいたいと考えるこどもの割合	85.3%	➡ 90.0%	
思春期	将来、五霞町で生活していると考えているこどもの割合	中学生	11.8%	➡ 30.0%
		高校生	20.0%	➡ 40.0%
	将来の夢や目標を持っているこどもの割合	中学生	60.7%	➡ 80.0%
		高校生	73.3%	➡ 80.0%
青年期	将来も五霞町に住み続けたいと考える若者の割合	18.8%	➡ 30.0%	

計画の基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けては、行政はもとより、町民、地域・団体、事業所等の積極的な関わりが不可欠です。そのため、『地域の絆（きずな）』を大切に、各々が連携・協働して以下の6つの基本視点を定め、基本理念の実現に向け、様々な施策を取り組んでいきます。

基本視点1： こども・若者の最善の利益が実現される社会づくり

本町では、「すべてのこども・若者が夢をもちのびのびと育むまち 五霞」を基本理念として、すべてのこども・若者の人権が尊重され、また、一人ひとりにとって最善の利益が実現されるまちを目指します。

基本視点2： 子育て力及び情報発信の強化と地域参加の推進

子育てをするすべての方に適切に情報を伝えるとともに、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、地域や家庭における子育て力の強化を図り、こどもも大人も Well-being のある環境づくりを行います。

基本視点3： ライフステージに応じて切れ目のない子育て支援の推進

すべてのこども・若者が豊かな人間性を形成し、将来に希望を持ち、自立して家庭を持つことができるよう、ライフステージに応じた長期的な視野に立ったこども・若者の健全育成のための取組を進めます。

基本視点4： 貧困と格差の解消と誰もがのびのびと活動できる環境づくり

こども・若者の現在や将来が等しく保障され、全ての世代における貧困の連鎖を断ち切り、こども・若者やその家族も幸福感を感じながら将来への希望がもてる地域社会の実現に向け、町とともに町民、企業、各種団体及びその他関係機関が連携し、総合的な施策を推進していきます。

基本視点5： 結婚・子育てに関する希望の持てる風土づくり

若者が主体的に自らの人生の設計図を描けるよう、キャリアの形成や男性と女性の家事や子育てへの共同参画を進めるなど、地域社会全体が新しいライフスタイルの中で、結婚と子育てに夢と希望を馳せることのできる風土づくりに取り組みます。

基本視点6： 関係機関と連携したこども・若者、子育て支援の推進

未来を担うこども・若者を育み、地域の持続可能性を高め、全ての人々が自らの社会的価値を実感し、幸福に向けて豊かな生活を営むために、様々な担い手が参画、協働してこども・若者、子育て当事者を支えるべく、連携した取組を進めます。

重点施策

基本理念の実現を推進させるため、次のとおり重点施策及び目標指標を設定し、計画的な施策の推進と進捗管理の徹底を図ります。

重点施策① こどもワークショップ事業

年度	R7	R8	R9	R10	R11
内容	実施				
目標指標 ワークショップ の開催数	1回	1回	1回	1回	1回

重点施策② こどもの居場所づくり事業

年度	R7	R8	R9	R10	R11
内容	居場所の検討 → 実施				
目標指標 居場所の提供 数	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所

重点施策③ こども家庭センター事業

年度	R7	R8	R9	R10	R11
内容	実施				
目標指標 相談窓口の 開設数	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所

重点施策④ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園事業）

年度	R7	R8	R9	R10	R11
内容	調整 →	実施			
目標指標 実施施設数	0か所	2か所	2か所	2か所	2か所

重点施策⑤ 病児保育事業

年度	R7	R8	R9	R10	R11
内容	実施				
目標指標 実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

重点施策⑥ 障害福祉サービス事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）

年度	R7	R8	R9	R10	R11
内容	実施				
目標指標 実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

重点施策⑦ 貧困対策事業

年度	R7	R8	R9	R10	R11
内容	支援策の検討 →	実施			
目標指標 新たな支援策 の追加数	0 支援	1 支援	1 支援	1 支援	1 支援

重点施策⑧ ヤングケアラー支援事業

年度	R7	R8	R9	R10	R11
内容	実施				→
目標指標 情報発信媒体数	2 媒体	3 媒体	3 媒体	3 媒体	3 媒体

施策体系

基本視点1 こども・若者の最善の利益が実現される社会づくりに関する取組

1 こども・若者の意見の反映	こどもの人権の啓発 こどもワークショップの開催
2 こどもの健やかな育ちの推進	母子健康手帳の交付と妊産婦保健指導の充実 伴走型相談支援 新生児及び乳幼児訪問指導の実施 乳幼児健康診査の実施 幼児歯科健診の実施 予防接種の推進 母子健康相談の実施 生活習慣を確立するための助言・指導の実施 事故防止のための啓発 中学生と乳幼児のふれあい交流事業
3 子育て家庭の健康づくり	妊産婦健康診査 歯科保健事業の推進 予防接種の推進 経済的な支援の充実 保護者への相談支援
4 心と体の健全育成の推進	ボランティア体験や学習機会の充実 青少年の主張大会 こども会活動の継続
5 食育の推進	食育に関する啓発の推進 栄養指導の充実 乳幼児期からの食育の啓発 給食を通じた食育の推進 おやこの食育教室等の開催 正しい食習慣、郷土料理の伝承

基本視点2 子育て力及び情報発信の強化と地域参加の推進に関する取組

1 家庭の子育て力の強化	家庭教育講座の実施 家庭の教育力の育成 訪問型家庭教育支援事業
2 地域の子育て力の強化	小中学校ホームページによる情報発信 見守り活動の充実（こども見守りスクールガード） こどもを守る110番の家の推進 地域防犯活動の推進 有害環境の除去
3 子育て情報の提供と 地域参加の推進	子育てガイドブックの作成・配布 広報紙や町公式ホームページなどを活用した子育て情報の提供 歴史、自然資源の有効活用 町独自の文化教育の場づくり 長期休業、休日を利用した体験活動の推進

基本視点3 ライフステージに応じて切れ目のない子育て支援の推進に関する取組

1 子ども・子育て支援制度による サービスの提供(第3期子ども・ 子育て支援事業計画)	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 妊婦健康診査事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 子育て短期支援事業（ショートステイ） ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業 一時預かり事業（幼稚園型） 一時預かり事業（幼稚園型以外） 延長保育事業 病児保育事業 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 実費徴収に伴う補足給付事業 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 産後ケア事業 妊婦等包括相談支援事業
2 こどもの居場所づくり	こども食堂の設置 学習支援事業の実施 地域交流の推進 スポーツ少年団活動の推進 子育て世代に配慮した公共施設の整備 子育て支援センター・児童館等の活用
3 教育・保育の充実	休日保育事業 保育所運営の適正化 乳幼児保育の充実 教育の充実と学力の向上 思春期の保健対策の充実 防災教育の推進
4 こどもと子育て家庭の 安全の確保	交通安全教育の充実 地域住民や警察との連携協力 防犯や交通安全に関する知識の普及・啓発の実施 インターネットやコミュニケーションツールの正しい活用方法の周知 交通安全の推進 通学路の安全確保と整備

4 こどもと子育て家庭の 安全の確保	子育て支援センターによる情報提供・相談支援の充実 町民や事業主に対する広報・啓発 地域ぐるみで取り組む子育て意識の醸成 民生委員児童委員活動の活性化 犯罪等の未然防止 有害サイトからこどもを守る指導の充実
-----------------------	---

基本視点4 貧困と格差の解消と誰もがのびのびと活動できる環境づくりに関する取組

1 子育て家庭の経済的負担の 軽減	幼児教育・保育の無償化に伴う適切な事業の実施 こども医療費の助成（障害児含む） 妊産婦の医療費助成 養育医療の給付 児童手当の給付 就学援助
2 ひとり親家庭等への支援	児童扶養手当の給付 ひとり親家庭への医療費の助成 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け 高等職業訓練促進給付金 自立支援教育訓練給付金

基本視点5 結婚・子育てに関する希望の持てる風土づくりに関する取組

1 仕事と生活の調和の促進	仕事と家庭のバランスをとることができる職場環境づくり 育児休業制度など関係法制度の普及・定着の促進 労働者自身の意識改革の啓発 国・県・関係団体などと連携した子育てしやすい職場づくりの促進 雇用の場の確保 男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進
2 若者の住まいと健康づくり	移住・定住の支援 移住・定住に関する相談・支援体制の強化 結婚・新生活の支援 健康づくり 世代ごとに運動に親しむ習慣づくり
3 こどもと子育て家庭の 暮らしやすい環境の整備	公園などの維持・安全管理
4 相談支援体制の充実	安心して育児ができる相談体制の充実 地域子育て相談機関 「子育て・就学」相談支援事業

基本視点6 関係機関と連携したこども・若者、子育て支援の推進に関する取組

1 障害や発達に偏りのある こども・若者への支援	学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などを持つこどもへの支援 障害の特性に応じた教育指導 障害児通所支援事業 特別支援学校や障害児施設との連携 適切な就学指導の推進（特別支援教育） 特別支援教育の充実（特別支援教育） 障害児福祉手当の給付 特別児童扶養手当の給付 育成医療の給付 障害のあるこどもに対する関係機関との連携強化
-----------------------------	---

<p>2 配慮が必要な子どもやその保護者への支援対策</p>	<p>療育相談体制の充実 「要保護児童対策地域協議会」などを通じた関係機関との連携と推進 障害のある子どもへの理解や虐待の防止に向けた普及・啓発の促進 境・五霞要保護児童対策地域協議会による児童虐待ネットワークの推進 児童虐待の早期発見と予防 ひとり親家庭に対する子育て・生活の支援 ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実 不登校やいじめ等への対応 インクルーシブ教育の推進 児童育成支援拠点事業</p>
<p>3 医療的ケア児及びその家族に対する支援</p>	<p>医療的ケア児及びその家族に対する支援</p>
<p>4 ヤングケアラーへの配慮</p>	<p>ヤングケアラーの実態把握と支援及び認知度の向上</p>
<p>5 関係機関との連携体制の構築</p>	<p>子ども・若者の意見を聞く場の確保 地元企業との共同による地域社会教育と社会福祉の実践</p>

◆計画の推進体制

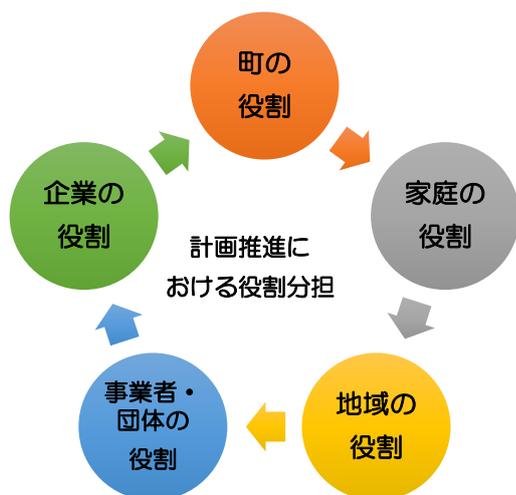
1 計画の周知

計画の趣旨や基本理念、基本方針や各取組等について、広報紙や町公式ホームページなどを通じて周知し、取組につなげていきます。

2 計画推進体制の連携強化

庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備・強化を図り、子ども及び子育て家庭を地域でサポートする環境の構築と充実を図ります。

◆計画推進における役割分担と計画の進行管理



- 今後も施策・事業の実施状況やその評価、改善に向けた取組を継続し、より子育てしやすいまちづくりに向けた取組を行います。
- 計画の進捗状況及び実施状況の結果については、「広報ごか」や町公式ホームページ等を利用して広く町民に周知を図ります。

五霞町子ども計画（概要版）

令和7年3月

五霞町 健康福祉課 子ども未来グループ

〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1 【電話】 0280-84-1111（代表）